

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和2年1月15日

和歌山県知事 様

和歌山県橋本市市脇1-3-18  
橋本商工会議所  
会頭 寺本 伸行 印

和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市  
市長 平木 哲朗 印

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：

氏名 長坂 英明

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

**1 現状**

**(1) 地域の災害リスク**

(地震)

橋本市地域防災計画によると、大きな影響を及ぼす地震として、東海・東南海・南海地震や中央構造線断層帯を起震断層とする2つの地震を考慮し計画を策定しています。また、東海・東南海・南海地震は今後50年以内に80%~90%の確率で起こると想定されている。

中央構造線断層地震による推定されるマグニチュードは約8.0、全壊焼失の建物被害は約3500棟と予測されています。また、工場等事業所も全壊焼失が予想されます。さらに紀の川沿い等の低地と、紀の川右岸地域の一部区域では液状化危険度が高くなっています。

(洪水)

橋本市のハザードマップによると、紀の川沿いの低地帯に2m~5m未満の浸水が予想されており、従来からの事業所の多くは紀の川沿いに多く点在し影響が大きいと予測される。

また、高野口地域に関しては、JR線高野口駅より南西部に広く浸水が予測されており、被害状況も大きいと思われる。

(土砂災害)

橋本市土砂災害危険箇所マップによると、山間部が多い当市では土砂災害危険箇所が多く存在している。

(その他)

橋本市内の紀の川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に平成29年の台風第21号においては秋雨前線により長期間降雨が続き、さらに台風の襲来による降雨も重なったことにより紀の川内水氾濫による浸水被害が発生し、複数の地域で住家・非住家あわせ床上・床下浸水被害は170棟以上という被害をもたらした。

**(2) 商工業者の状況**

- ・商工業者等数 1608事業所
- ・小規模事業者数 1319事業所

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	106	104	市内に広く分散している
	製造業	165	149	//
	卸小売業	439	323	//
	飲食業・宿泊業	221	168	//
	サービス業	175	161	//
	その他	502	414	//

### (3) これまでの取組

#### ①橋本市の取組

項目	年月	備考
防災計画の策定	H19年	平成27年度改訂 平成28年度改訂
防災訓練の実施	H23年10月 H25年11月 H26年11月 H27年11月 H28年11月 R2年2月	毎回約300人参加
防災備品の備蓄		備蓄食料 ・水、アルファ化米、缶詰パン、ビスケット、粉ミルク ※アレルギー対応 ・アルファ化米、粉ミルク

#### ②橋本商工会議所の取組

項目	状況
橋本市と橋本商工会議所の災害時協定締結	H18.12.27付けで締結 登録事業所 34件 (R1.12.15現在)
登録事業所による緊急発生時の提供品目	食料品、衣服、医薬品、テント 輸送用車両、ユニック、ダンプ 軽トラック、簡易トイレ、LPガス カセットボンベ他
和歌山県火災共済協同組合代理店 として火災共済加入促進	加入事業所 49件 (R1.12.15現在)
事業継続力強化計画認定周知	経営指導員等で巡回 現在申請取組み事業所支援中

## 2 課題

- ・現状では、緊急時の取組にかかる橋本市と橋本商工会議所との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・橋本商工会議所においては、事業継続力強化に関して小規模事業者にも助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が少なく研修等で勉強中である。
- ・緊急時の取組が漠然としており、発災時に何をするのか不明
- ・協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える知識が少ない

### 3 目標

#### ○成果目標

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計
事業継続力強化計画策定事業者数	10	10	10	10	10	50
啓発者数（会報での災害リスク周知）	800	800	800	800	800	4000
フォローアップ事業者数	10	20	30	40	50	150
事業者数（経済センサス）	1094					-

#### ○実施目標

項目	目的	目 標
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	セミナーの開催 年1回
小規模事業者の事業継続力の獲得と向上	地区内小規模事業者の事業継続力の獲得と向上に向け、訓練や事業継続力強化計画の作成や見直し支援	事業継続力強化計画認定事業所職員派遣、専門家派遣のあっせん 年3～5事業者
情報連絡体制の整備	橋本商工会議所と橋本市との間に発災時における連絡を円滑に行える体制を整備	橋本商工会議所と橋本市の担当者会議を開催するなど、発災時の連絡方法や連絡時期を確認 年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と、発災後速やかな復興支援策が行える体制の構築	協議会開催 年1回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員の育成	火災共済と共同で巡回指導(OJT) 日商ビジネス総合保険等加入促進 年 12 回 延 36 件

### 4 その他

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

### 6 事業継続力強化支援事業の内容

橋本商工会議所と橋本市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### (1) 事前の対策

発災時に混乱なく応急対策等に取り組みめるように事前の対策を強化する。

##### ①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。

##### ②橋本商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・令和3年3月末までに作成。

##### ③関係団体等との連携

- ・特定非営利活動法人事業継続推進機構や和歌山県が包括連携協定を結ぶ損保会社、和歌山県火災共済協同組合等に講師の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを広域地域エリアの各伊都地域商工会と共同して実施する。
- ・同じ橋本市である高野口町商工会と連携・情報共有。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。
- ・連携している損保会社や火災共済等と共同して巡回指導を行い、保険・共済に対する助言を行うことができる職員をOJTで育成する。

##### ④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組、事業継続力強化認定状況の確認。
- ・橋本市危機管理室・シティセールス推進課と橋本商工会議所で、本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年1回以上設ける。
- ・橋本市事業継続力強化支援協議会（構成員：橋本商工会議所、橋本市、高野口町商工会）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

##### ⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（大規模地震）が発生したと仮定し、橋本市との連絡ルートの確認等を行う。橋本市と橋本商工会議所が本計画の進捗を協議する場において年1回訓練を実施する

## (2) 発災後の対策

- 自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### ① 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を橋本商工会議所と橋本市で共有する。)

### ② 応急対策の方針決定

- 橋本商工会議所と橋本市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(台風・豪雨における例)

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨や暴風等の状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>• 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>• 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>• 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>• 目立った被害の情報がない。</li></ul>

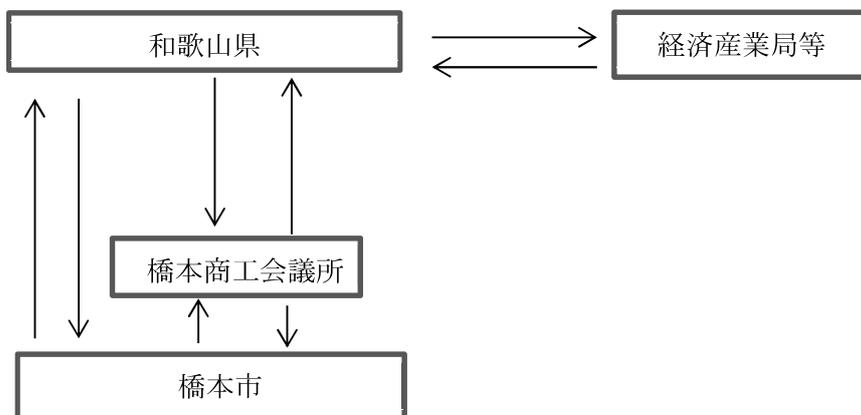
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- 本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～4週間	1日に1回共有する
4週間～3ヶ月	2日に1回共有する
3ヶ月以降	週に1回共有する

### ③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- 橋本商工会議所と橋本市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 橋本商工会議所と橋本市が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や橋本市地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当所より県へ報告する。



#### **④ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援**

- 相談窓口の開設方法について、橋本市と相談する（橋本商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 日本商工会議所を通じ、被災していない地域から経営指導員の派遣協力を依頼して小規模事業者の早期復旧に向けて各種経営相談に対応する。

#### **⑤ 地区内小規模事業者に対する復興支援**

- 本計画は、橋本商工会議所及び橋本市のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- 経営発達支援事業にも小規模事業者等の防災対策の必要性を意識づける。
- 本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

#### **⑥ その他**

- 橋本市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や日本商工会議所、県商工会議所連合会へ相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和2年1月現在)	
<b>1 実施体制</b> (商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)	
<pre>graph LR; A[橋本商工会議所] &lt;--&gt; B[橋本市]; subgraph A_Box [ ]; A1[事務局長、法定経営指導員、経営指導員、経営支援員他職員]; end; subgraph B_Box [ ]; B1[危機管理室、シティセールス推進課]; end; A --- A_Box; B --- B_Box;</pre>	
<b>2 商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</b>	
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 法定経営指導員 長坂 英明 (連絡先は下記3 (1) 参照)	
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う	
・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)	
<b>3 商工会議所、関係市町村連絡先</b>	
(1) 商工会議所 橋本商工会議所 〒648-0073 和歌山県橋本市市脇1-3-18 TEL : 0736-32-0004 / FAX : 0736-33-3326 E-mail : info@hashimoto-cci.or.jp	
(2) 関係市町村 橋本市 シティセールス推進課 〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号 TEL : 0736-33-1111 / FAX : 0736-33-1665 E-mail : chiikisn@city.hashimoto.lg.jp	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・チラシ・パンフ作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

和歌山県小規模事業経営支援事業費補助金・橋本市補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等